

上水道の届出について

1 給水開始

- 以下のような場合は、給水申込の届け出が必要です。
- 家を新築したとき
 - 町内や町外からの引っ越しで水道の使用を開始するとき
 - 一時休止していた水道を再開するとき



2 給水中止

- 以下のような場合は、給水中止の届け出及び水道使用料の精算が必要です。
- 家の解体等で水道を撤去されるとき
 - 町内や町外への引っ越しで水道の使用を中止するとき
 - 改築や長期間留守にする等で一時水道を止めたいとき

※中止・廃止のお届けがないと使っていなくても基本水道料金がかかります。
水道の利用を中止される時は必ず手続きをお願いします。



3 そのほか変更があるとき

- ご利用になるお客様の名義を変えたいとき
- 水道料金納入通知書の郵送先を変更したいとき
- 口座振替制度をご利用のお客様で口座を変更したいとき



変更がある時には
必ず届出を!!



高鍋町水道課

〒884-8655 宮崎県兒湯郡高鍋町大字上江8434番地

☎0983-22-1341

お問い合わせ
及び届出先

料金とお支払いについて

上・下水道料金

●上水道(2か月分の料金表です)

メーター口径	料金区分	二ヶ月あたり料金	従量料金				
			従量段階別区分				
		1m³~16m³	17m³~20m³	21m³~40m³	41m³~60m³	61m³以上	
13ミリ			16m³まで 基本料金				
20ミリ		2,800円					
25ミリ							
30ミリ		9,800円					
40ミリ		20,200円					
50ミリ		36,200円	90円				
75ミリ		62,400円					

(上記の金額に消費税が加算されます)

下水道を利用されているお客様は水道料金と合わせてお支払い頂きます

●下水道(2か月分の料金表です)

種別	区分	汚水量		金額
		基本料金	16m³まで	
一般汚水	超超過料金		17m³~40m³	1m³につき 110円
			41m³~60m³	1m³につき 130円
	16m³まで		61m³~100m³	1m³につき 160円
			101m³以上	1m³につき 200円

(上記の金額に消費税が加算されます)

水道料金の請求は2か月に1回です。水道メーターで検針(2地区に分け奇数月、偶数月に検針)した使用水量により料金の算定を行います。

①納入通知書でのお支払

水道課からお送りしています「水道料金及び下水道料金使用料納入通知書」をお持ちのうえ、納定期限までに直接取り扱い金融機関又は水道課窓口にてお支払いください。

②口座からのお支払

金融機関での口座振替ご希望の方は、町指定の各金融機関の窓口にて「高鍋町上下水道料金口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、金融機関へ提出してください。

口座振替依頼書は、町内の金融機関窓口、又は水道課及び税務課窓口に置いてあります。

料金の振替日は、メーター検針月の翌月13日です。(再振替日25日)なお、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日です。

《すでに水道を利用されている方》
水道料金納入通知書又は領収書、預金通帳、通帳印
《新規・転居にて水道を利用される方》
水道課窓口にて給水申込書を提出されるとき、お申し出ください。

○給水加入負担金

メーター口径	区分	新設工事	改造及び増設工事
13ミリメートル		60,000円	
20ミリメートル		143,000円	
25ミリメートル		260,000円	
30ミリメートル		400,000円	
40ミリメートル		732,000円	
50ミリメートル		1,100,000円	
75ミリメートル		2,550,000円	
100ミリメートル		管理者が定める	

(上記の金額に消費税が加算されます)